

幼児教育・保育におけるNPOとの地域連携の可能性に関する研究 —幼稚園教育要領・保育所保育指針が定める5つの領域に焦点を当てて—

久 米 隼

A Study on the Potential of Community Collaboration with NPOs in Early Childhood Education and Care: Focusing on the Five Domains Specified in the Kindergarten Course of Study and Nursery Care Guidelines

KUME Hayato

【キーワード】 幼稚園教育要領、保育所保育指針、五領域、地域連携、NPO

はじめに

本研究は、幼児教育や保育の主たる実践の場である幼稚園および保育所において、少子化や核家族化の進行に伴い、地域全体で子どもを育む体制の重要性が再認識される中、地域の子育て支援などに取り組む特定非営利活動法人（NPO法人）との連携の可能性について検討するものである。特に、幼児教育・保育における「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5つの領域（以下、五領域）に焦点を当て、今後の地域連携に向けた検討を行う基礎資料を提供することを目的とする。

幼児への教育を主に担う幼稚園と、保育を主に担う保育所は、それぞれ文部科学省告示の「幼稚園教育要領」と、厚生労働省告示の「保育所保育指針」を基準として教育・保育に関する諸活動を展開している。

最近の改正では、幼児教育・保育が持つそれぞれの特性を活かしつつ、両者には整合性が図られ、とりわけ五領域は、子どもの資質や能力を成長させるべき領域として両者共通の枠組みとして位置づけられている。これらの幼稚園教育要領・保育所保育指針（以下、「要領・指針」）ともに領域ごとに「ねらい」と「内容」が示され、教育・保育の実践を支える重要な指針となっている。

また、要領・指針の両者において「地域の人々と連携」や「地域の人々との触れ合い」など、要領・指針ともに地域との連携を重視する記述が見られる点も注目される。政府が発行する要領・指針のいわば公式な解説書である「幼稚園教育要領解説」ならびに「保育所保育指針解説」においては、具体的に地域のNPO法人との連携や協力についても言及されており、地域社会と教育・保育現場との結びつきが今後さらに重要になることが示唆されている。

そこで本研究では、五領域で示されている幼児教育・保育内容のねらいと内容について地域連携の観点から整理し、子育て支援に取り組む地域のNPO法人の活動実態を照らし合わせることで、今後の地域連携の可能性を探り、幼児教育・保育におけるNPO法人との連携を図る際の可能性と今後の課題を明らかにすることを目的とする。

1. 5つの領域と幼児教育・保育の展開

1.1 五領域

幼稚園教育要領および保育所保育指針は、およそ10年に一度の見直しが行われており、1998（平成10）年に行われた幼稚園教育要領の改訂の際に、現在の五領域が明確に示され、その後、保育所保育指針の改正においても五領域が導入されることとなった。

2008（平成20）年に行われた改訂では、要領・指針が初めて同時改訂され、この動きにあわせるように幼保一元化や要領・指針の一本化などの議論が盛んに繰り広げられた。本稿執筆時における最新の改訂（2018（平成30）年）では、この間に誕生した幼保連携型認定こども園の基準を示す「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」も含めた3つの要領・指針が同時に改訂することとなった。

本研究では、幼稚園教育要領と保育所保育指針に着目するが、幼稚園は教育基本法及び学校教育法を、保育所は児童福祉法を根拠法令とし、その法的な役割や位置づけも異なるため要領・指針は異なるものであるのは一見、当然ともいえる。

この当然ともいえる違いを認めつつも、天野（2017）は、2015年に施行された子ども・子育て支援新制度の趣旨や、子どもの人権等の観点から、「施設によって保育の内容やその質が異なることを避けなければならない」とし、要領・指針の整合性が図られることが望ましい方向性であると論じている⁴⁾。

表1 幼稚園教育要領に示されている五領域の概要とねらい

領域	概要	ねらい
健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	(1)明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。
人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。	(1)幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 (2)身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 (3)社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。
環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。	(1)身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 (2)身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 (3)身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。
言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。	(1)自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 (2)人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 (3)日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	(1)いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2)感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 (3)生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

（文部科学省告示「幼稚園教育要領」（平成28年改訂）を基に筆者作表）

実際の五領域が示す「健康、人間関係、環境、言葉、表現」について、幼稚園教育要領に示されている概要とねらいをまとめたのが表1である。五領域は、知識や技能を教えるというよりも、幼児期に育まれる資質・能力を包括的に支える枠組みといえる。

なお、保育所保育指針においては、幼稚園と記述がある箇所が「保育所」と置き換えられているが、概ね統一されているため本稿では割愛した。

1.2 地域との連携について

地域との連携については、三輪律江・尾木まりなどが中心となって「まち保育」の理論を提唱している。三輪・尾木（2017）は、保育に必要な環境構成とされている「人的環境」（保育者・子ども・家庭・近隣住民など）や「物的環境」（空間や設備など）、「自然や社会の事象」などについて、地域にも多くあることや、保育施設には無い魅力を示したうえで「保育施設の中にだけに整えるのではなく、まちにあるさまざまな資源を保育に活用する」ことの重要性を指摘している²⁾。

自身も保育所などを運営する立場でもある関山隆一（2024）は、まち保育の理論を援用しつつ「地域の保育園が、地域と切り離された教育施設になってしまっている」状況を危惧し、地域に根差す保育を再生していく必要性を訴えている（2024：2）。関山のいう地域に根差す保育とは「地域の関係性の輪が広がると同時に、地域の人々とのつながることで、実践が豊かになること」であり、地域に根差した保育実践の再生は、保育や教育が本来的には地域と密接であることを踏まえたうえで「単に保育園が良くなるということだけでなく、地域の人々とのつながりや、文化の再考は、地域と保育園が相互的に活性化されるもの」と論じている³⁾。

また、要領・指針では2018年改訂の幼稚園教育要領の前文において「家庭や地域社会と協力して、幼稚園教育要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である」と示されているほか、同時改訂された保育所保育指針においても、地域における様々な子育て支援関係機関等との連携や協働が明示され、要領・指針の解説には、NPO法人や地域のボランティア団体の協力を得ることについても言及されるなど、幼稚園や保育所が地域との連携を検討するにあたり、NPO法人の存在が具体的に注目されているといえる。

1.3 領域ごとの地域との連携

要領・指針では、五領域それぞれに前述の「ねらい」とあわせて、具体的な「内容」が示されている。

内容とは、幼稚園教育要領においては、ねらいを達成するために指導する事項であり、保育所保育指針においては、保育所における保育の内容とされているが、両者は整合が図られ、概ね統一された内容となっている。

例えば、領域「健康」では10項目に及ぶ「内容」が示されている。そのうち各領域に示されている内容の一部を抜粋したものが表2である。

また、要領・指針には、内容の取扱いにあたり留意点をまとめた「内容の取扱い」が領域ごとに記されている。例えば、1歳児以上3歳未満児の領域「環境」には「地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましい」ことや「保育所内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うこと等も考慮すること」と明記されている。3歳以上児に対する領域「人間関係」には「高齢者をはじめ地

域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。」といった記述がみられ、これらからは各領域の“内容”においても地域連携が暗示されているといえる。

表2 領域ごとの「内容」(抜粋)

領域	「内容」の例(抜粋)
健康	(1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。 (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 (3) 進んで戸外で遊ぶ。
人間関係	(1) 先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。 (2) 自分で考え、自分で行動する。 (3) 自分でできることは自分でする。
環境	(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。 (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。 (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
言葉	(1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもち聞いてたり、話したりする。 (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。 (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
表現	(1) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。 (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。 (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。

(文部科学省告示「幼稚園教育要領」(平成28年改訂)を基に筆者作表)

2. 子育て支援に携わるNPO法人の活動

2.1 子育て支援に携わるNPO法人の状況

非営利活動組織を示す「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称であるNPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人は「特定非営利活動法人」(以下、NPO法人)とされ、全国におよそ50,000法人が活動を展開している⁴⁾。

各NPO法人は、同法で定められた20種類の特定非営利活動(表3)の中から、各NPO法人の活動内容にあわせて主な特定非営利活動を選ぶ必要がある(最低1つ選択する必要があるが、複数の活動を選択することも可能)。

法に定める特定非営利活動のなかには「子どもの健全育成を図る活動」(別表(NPO法第2条関係)第13号)があり、子どもを対象とした活動に取り組むNPO法人が主に選択することとなる。久米・石井(2025)の調査・分析によれば、特定非営利活動法人制度が誕生してから「子どもの健全育成を図る活動」を選択するNPO法人は徐々に増えており、現在では50%を超えるNPO法人が子どもを対象とした活動に取り組んでいると報告がある⁵⁾。

同法では各NPO法人に対して、定款において具体的な活動内容を定めるとともに、年度ごとに事業報告書等の書類を広く公表することを義務づけており、これらの資料は閲覧することが可能である。これらを確認することで各NPO法人が、実際にどのような活動を展開しているのか把握する手がかりとなる。

表3 法に掲げられている活動分野（特定非営利活動の種類）

一	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
二	社会教育の推進を図る活動
三	まちづくりの推進を図る活動
四	観光の振興を図る活動
五	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
六	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
七	環境の保全を図る活動
八	災害救援活動
九	地域安全活動
十	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
十一	国際協力の活動
十二	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
十三	子どもの健全育成を図る活動
十四	情報化社会の発展を図る活動
十五	科学技術の振興を図る活動
十六	経済活動の活性化を図る活動
十七	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
十八	消費者の保護を図る活動
十九	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
二十	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(引用) 別表(NPO法第2条関係)第13号

2.2 X市における連携可能性の検討

本研究では、実際に幼稚園や保育所が地域のNPO法人との連携する可能性を探り、課題を検討することが目的であることから、ひとつの具体的な例としてX市に着目した。

X市は、都心から35km～40kmに位置し、市内には2つの鉄道路線（4駅）や、複数の国道、さらには高い最高速度が設定されている自動車専用道路も通る地域であり、人口は14万8221人、そのうち6歳未満の未就学児は5,115人、高齢化率はおよそ32.2%である⁶⁾。また、X市内には幼稚園が9箇所、保育所は36箇所設置されている⁷⁾。

同市内に活動拠点を置いて活動をしているNPO法人は49法人あり、そのうち特定非営利活動の種別から「子どもの健全育成を図る活動」（法第2条関係別表第13号）を選択し活動するのは32法人であり、市内NPOのおよそ65.3%に達している⁸⁾。

前述した久米・石井（2025）の調査と比較しても、子どもに対する活動に対して意欲的に活動が展開されている地域であるといえることから本研究ではX市に着目することとした。

2.3 幼児教育・保育と地域のNPOとの連携

X市内に活動拠点を置き、法が定める特定非営利活動のうち「子どもの健全育成を図る活動」を選択して活動している32法人のNPO法人の定款および事業報告書の中から、要領・指針に定められている領域ごとの「内容」と照らし合わせ、連携が図れそうな活動例を抽出した（表4）。例えば、領域「健康」の内容には「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分か

り、安全に気を付けて行動する」という記述が確認できるが、市内に防災推進や防災教育に取り組むNPO法人がある場合は、親和性があると評価した。

表4では、例のように領域ごとの「内容」と、各団体の活動実態に親和性があると考えられる例示した。なお、表中に示したA法人～E法人はそれぞれ異なるNPO法人である。

表4 領域ごとの内容とNPO法人の活動に親和性があり連携できそうな活動例

領域	領域ごとの内容とNPO法人の活動に親和性があり連携できそうな活動例
健康	【要領・指針に示されている内容】 ・危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。
	【連携できそうなNPO法人と団体の活動概要】 ・A法人：主に防災・減災に関する活動を行っている。
人間関係	【要領・指針に示されている内容】 ・高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。
	【連携できそうなNPO法人と団体の活動概要】 ・B法人：老若男女や障害の有無に関係なく、地域や家族が協力しお互いが助け合える地域社会づくりを目指して活動している。
環境	【要領・指針に示されている内容】 ・安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
	【連携できそうなNPO法人と団体の活動概要】 ・C法人：子どもたちがたくましく生きていく力を育ていけるよう、五感を働かせ本気であそぶことのできる公園・冒険遊び場（プレーパーク）づくりを目指して活動している。
言葉	【要領・指針に示されている内容】 ・絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。
	【連携できそうなNPO法人と団体の活動概要】 ・D法人：紙芝居の読み聞かせや、絵本交換会などを定期的実施することで、地域のふれあい促進を目指して活動している。
表現	【要領・指針に示されている内容】 ・水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
	【連携できそうなNPO法人と団体の活動概要】 ・E法人：自然体験活動を通じた学習と交流を行い、「生活」「表現」「コミュニケーション」の3つを育むことで「生きる力」を育むことを目指して活動している。

(各NPO法人の公開情報を基に筆者作表)

3. 考察

本研究は、幼児教育や保育の主たる実践の場である幼稚園および保育所において、地域との連携の重要性が一層高まる中、地域の子育て支援などに取り組む特定非営利活動法人（NPO法人）との連携の可能性について検討し、特に、幼児教育・保育における「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の五領域に焦点を当て、今後の地域連携の検討を行う基礎資料を提供することを目的とした。

まず、幼稚園教育要領ならびに保育所保育指針に示された五領域と、それぞれに対応する幼児教育・保育のねらい・内容について地域連携の観点から整理した結果、要領・指針の両者には地域との連携を促す記述が確認された。また、幼児教育・保育「内容」に取組む際の留意点にも、地域の人々との関わりや、高齢者との交流など、地域資源の活用を意識した文言が見られた。

特に、幼稚園教育要領の前文に示された「家庭や地域社会と協力して、幼稚園教育要領を踏ま